

建築物表2 施行規則第1条の3第1項(建築物の確認申請) 表2

い		図書の種類	明示すべき事項	チェック欄
1 法第20条の規定が適用される建築物 (構造耐力)	令第3章第2節の規定が適用される建築物	各階平面図	1 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種類及び寸法	
		二面以上の立面図	2 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法	
		二面以上の断面図		
		基礎伏図		
		構造詳細図	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取り付け部分の構造方法	
		使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分のうち特に腐食、老朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、老朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防腐若しくは摩損防止の措置	
		敷地断面図及び基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置	
			基礎の種類	
			基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置	
			基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法	
	木ぐい及び常水面の位置			
施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置			
令第38条第3項若しくは第4項又は令第39条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法			
	令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
1	令第3章第3節の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
		二面以上の立面図		
		二面以上の断面図		
	令第3章(構造強度)第3節(木造)	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種類並びに開口部の位置、形状及び寸法	
		各階床伏図		
		小屋伏図		
		二面以上の軸組図		
		構造詳細図	屋根ふき材の種別	
			柱の有効細長比	
	令第3章(構造強度)第3節(木造)		構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法	
			構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法	
			外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地	
			構造耐力上主要な部分である部材の地面から1m以内の部分の防腐又は防蟻措置	
		使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質	
		令第40条ただし書、令第42条ただし書、令第43条第1項ただし書、同条第2項ただし書、令第46条第2項第1号イ、同条第2項第1号ハ、同条第3項ただし書、同条第4項、令第47条第1項、令第48条第1項第2号ただし書又は同条第2項第2号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項	
			令第42条ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項	
			令第43条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	
			令第43条第2項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	
		令第46条第2項第1号イに規定する基準への適合性審査に必要な事項		
		令第46条第2項第1号ハの構造計算の結果及びその算出方法		
		令第46条第3項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
	令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項			
	令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
	令第48条第1項第2号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法			
	令第48条第2項第2号に規定する規格への適合性審査に必要な事項			

令第3章第4節の規定が適用される建築物 令第3章(構造強度) 第4節(組積造)	配置図	組積造の塀の位置	
	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	二面以上の立面図		
	二面以上の断面図		
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	各階床伏図		
	小屋伏図		
	二面以上の軸組図		
	構造詳細図	塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法	
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	
	施工方法等計画書	使用するモルタルの調合等の組積材の施工方法の計画	
	令第51条第1項ただし書、令第55条第2項、令第57条第1項第1号及び第2号又は令第59条の2の規定に適合することの確認に必要な図書	令第51条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第55条第2項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第57条第1項第1号及び第2号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第59条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
令第3章第4節の2の規定が適用される建築物 令第3章(構造強度) 第4節の2(補強コンクリートブロック造)	配置図	補強コンクリートブロック造の塀の位置	
	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	二面以上の立面図		
	二面以上の断面図		
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	各階床伏図		
	小屋伏図		
	二面以上の軸組図		
	構造詳細図	塀の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法 帳壁の材料の種別及び構造方法 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	
	施工方法等計画書	コンクリートブロックの組積方法 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又は塀の縦筋の接合方法	
	令第62条の4第1項から第3項まで、令第62条の5第2項又は令第62条の8ただし書の規定に適合することの確認に必要な図書	令第62条の4第1項から第3項までの規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第62条の5第2項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第62条の8ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	
令第3章第5節の規定が適用される建築物 令第3章(構造強度) 第5節(鉄骨造)	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	二面以上の立面図		
	二面以上の断面図		
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	各階床伏図		
	小屋伏図		
	二面以上の軸組図		
	構造詳細図	圧縮材の有効細長比 構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法	
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	
	令第66条、令第67条第2項、令第69条又は令第70条の規定に適合することの確認に必要な図書	令第66条に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第69条の構造計算の結果及びその算出方法 令第70条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第70条に規定する一の柱のみの火災による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するために必要な事項	

令第3章第6節の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	二面以上の立面図		
	二面以上の断面図		
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	各階床伏図		
	小屋伏図		
	二面以上の軸組図		
	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ	
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別	
	施工方法等計画書	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法	
令第73条第2項ただし書、同条第3項ただし書、令第77条第4号、同条第5号ただし書、令第77条の2第1項ただし書又は令第79条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第73条第3項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第77条第4号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第77条第5項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第77条の2第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
令第3章第6節の2の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	二面以上の立面図		
	二面以上の断面図		
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	
	各階床伏図		
	小屋伏図		
	二面以上の軸組図		
		構造耐力上主要な部分である接合部並びに継ぎ手及び仕口の構造 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ	
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別	
	施工方法等計画書	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法	
令第66条、令第67条第2項、令第69条、令第73条第2項ただし書、令第77条第6号、令第77条の2第1項ただし書、令第79条第2項又は令第79条の3第2項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第69条の構造計算の結果及びその算出方法 令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第73条第3項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第77条第5項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第77条第6号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第77条の2第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		

	令第3章第7節の規定が適用される建築物 令第3章(構造強度) 第7節(無筋コンクリート造)	配置図	無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法		
		各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
		二面以上の立面図			
		二面以上の断面図			
		基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
		各階床伏図			
		小屋伏図			
		二面以上の軸組図			
		構造詳細図	塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種類及び寸法		
		使用構造材料一覧表	コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別		
		施工方法等計画書	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法		
		令第51条第1項ただし書、令第55条第2項、令第57条第1項第1号及び第2号又は令第59条の2の規定に適合することの確認に必要な図書	令第51条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第55条第2項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第57条第1項第1号及び第2号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第59条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
		令第3章第7節の2の規定が適用される建築物(構造方法に関する補則)	令第80条の2又は令第80条の3の規定に適合することの確認に必要な図書	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第80条の3に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
令第3章第8節の規定が適用される建築物 (構造計算)	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別			
令第129条の2の4第3号の規定が適用される建築物(屋上から突出する水槽、煙突他)	令第129条の2の4第3号の規定に適用することの確認に必要な図書	令第129条の2の4第3号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
第8条の3の規定が適用される建築物	第8条の3の規定に適合することの確認に必要な図書	第8条の3に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
2 法第21条の規定が適用される建築物(大規模の建築物の主要構造部) ・高さが13m又は軒の高さが9m超可燃材料使用 ・延べ面積3000㎡超可燃材料使用	法第21条第1項本文の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置		
	法第21条第1項ただし書の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法		
	法第21条第2項の規定が適用される建築物	配置図	外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ 建築物の周囲に設けられている通路の位置及び幅員		
		各階平面図	外壁、開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 防火区画の位置及び面積		
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏、ひさしその他これらに類するもの及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法		
		各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置		
耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法				

3	法第22条の規定が適用される建築物(屋根)	耐火構造等の構造詳細図	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法		
4	法第23条の規定が適用される建築物(外壁)	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置		
		耐火構造等の構造詳細図	延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法		
		使用建築材料表	主要構造部の材料の種別		
5	法第24条の規定が適用される建築物 (木造建築物等である特殊建築物の外壁等)	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置		
		二面以上の断面図	延焼のおそれのある部分		
		耐火構造等の構造詳細図	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法		
6	法第24条の2の規定が適用される建築物 (法22条第1項の区域の内外にわたる場合)	配置図	法22条第1項の規定による区域の境界線		
7	法第25条の規定が適用される建築物 (大規模の木造建築物等の外壁等)  木造建築物等 延べ面積又はその合計 1000㎡超	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置		
		二面以上の断面図	延焼のおそれのある部分		
		耐火構造等の構造詳細図	屋根並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法		
8	法第26条の規定が適用される建築物  (防火壁)  延べ面積1000㎡超	法第26条本文の規定が適用される建築物	各階平面図	防火壁の位置	
				防火壁による区画の位置及び面積	
		耐火構造等の構造詳細図		防火壁及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	
		法第26条ただし書の規定が適用される建築物	付近見取図	建築物の周囲の状況	
			各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置	
				かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具の位置	
				外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	
				令第115条の2第1項第6号に規定する区画の位置並びに当該区画を構成する床若しくは壁又は防火設備の位置及び構造	
				令第115条の2第1項第7号に規定するスプリンクラー設備等及び令第126条の3の規定に適合する排煙設備の位置	
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏、防火壁及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	
				令第115条の2第1項第6号に規定する床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造	
		令第115条の2第1項第8号に規定する柱又ははりを接続する継手又は仕口の構造			
	室内仕上げ表	令第115条の2第1項第7号に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ			
	令第115条の2第1項第9号の規定の内容に適合することの確認に必要な図書	通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造			
	令第113条第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	風道の配置		
			防火壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別		
			給水管、配電管その他の管と防火壁とのすき間を埋める材料の種別		
	(防火壁を貫通する給水管、配電管他)	二面以上の断面図	防火壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別		
			給水管、配電管その他の管と防火壁とのすき間を埋める材料の種別		
		耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法		

9	法第27条の規定が適用される建築物 (耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物)	法第27条第1項本文の規定が適用される建築物 (耐火建築物)	各階平面図	開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	
			配置図	敷地内における通路の位置及び幅員	
		法第27条第1項ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 避難上有効なバルコニーの位置	
			二面以上の立面図	令第115条の2の2第1項第3号に規定する窓その他の開口部の構造	
			耐火構造等の構造詳細図	令第115条の2の2第1項第1号に規定する部分、令第115条の2の2第1項第4号ハに規定するひさしその他これらに類するもの及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	
法第27条第2項の規定が適用される建築物 (耐火又は準耐火)	各階平面図	開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ			
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法			
10	法第28条第1項及び第4項の規定が適用される建築物 (採光)	法第28条第1項及び第4項の規定が適用される建築物	配置図	敷地の接する道路の位置及び幅員並びに令第20条第2項第1号に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅員 令第20条第2項第1号に規定する水平距離	
			各階平面図	法第28条第1項に規定する開口部の位置及び面積	
			二面以上の立面図	令第20条第2項第1号に規定する垂直距離	
			二面以上の断面図	令第20条第2項第1号に規定する垂直距離	
			開口部の採光に有効な部分の面積を算定した際の計算書	居室の床面積 開口部の採光に有効な部分の面積及びその計算方法	
			各階平面図	給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置 外壁の開口部に設ける建具(通気ができる空隙のあるものに限る。)の構造	
11	法第28条の2の規定が適用される建築物 (石綿等、クロルピリホス、ホルムアルデヒド)	法第28条の2の規定が適用される建築物	使用建築材料表	内装の仕上げに使用する建築材料の種別 令第20条の7第1項第1号に規定する第1種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表及び第3条の2第11号の表において単に「第1種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)、令第20条の7第1項第2号に規定する第2種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表及び第3条の2第11号の表において単に「第2種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)又は令第20条の7第1項第2号に規定する第3種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表及び第3条の2第11号の表において単に「第3種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)を使用する内装の仕上げの部分の面積(以下この表において「第3種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。) 内装仕上げの部分の面積に、内装の仕上げに用いる建築材料の種別に応じ令第20条の7第1項第4号の表の(1)項又は(2)項に定める数値を乗じて得た面積の合計	
			有効換気量又は有効換気換算量を算定した際の計算書	有効換気量又は有効換気換算量及びその算定方法 換気回数及び必要有効換気量	
			各階平面図	令第22条の2第1号イに規定する開口部、令第20条の2に規定する技術的基準に適合する換気設備又は居室内の湿度を調節する設備の位置	
			外壁の構造詳細図	直接土に接する外壁、床及び屋根又はこれらの部分の構造及び材料の種別	
12	法第29条の規定が適用される建築物 (地階における住宅等の居室)	法第29条の規定が適用される建築物	開口部の換気有効な部分の面積を算定した際の計算書	居室の床面積 開口部の換気有効な部分の面積及びその計算方法	
			各階平面図	居室の床面積	
			外壁の構造詳細図	直接土に接する外壁、床及び屋根又はこれらの部分の構造及び材料の種別	
13	法第30条の規定が適用される建築物 (長屋又は共同住宅の各戸の界壁)	法第30条の規定が適用される建築物	各階平面図	界壁の位置及び遮音性能	
			二面以上の断面図	界壁の位置及び構造	

14 法第35条の規定が適用される建築物 (特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)	各階平面図	令第116条の2第1項に規定する窓その他の開口部の面積		
		令第116条の2第1項第2号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積		
	消火設備の構造詳細図	消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備の構造		
	令第5章第2節の規定が適用される建築物 (廊下、避難階段及び出入口)	各階平面図	開口部及び防火設備の位置	
			耐力壁及び非耐力壁の位置	
			防火区画の位置及び面積	
			階段の配置及び構造	
			階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積	
			歩行距離	
			廊下の幅	
			避難階段及び特別避難階段に通じる出入口の幅	
			物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅	
			令第118条に規定する出口の戸	
			令第125条の2第1項に規定する施錠装置の構造	
			令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網の位置及び高さ	
	二面以上の断面図	直通階段の構造		
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種類及び寸法		
	室内仕上げ表	令第123条第1項第2号及び第3項第3号に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種類及び厚さ		
	令第5章第5節の規定が適用される建築物 (非常用出入口)	各階平面図	赤色灯及び非常用出入口である旨の表示の構造	
		二面以上の立面図	非常用出入口又は令第126条の6第2号に規定する窓その他の開口部の構造 赤色灯及び非常用出入口である旨の表示の構造	
令第5章第6節の規定が適用される建築物 (敷地内の避難上及び消火上必要な通路等)	配置図	敷地内における通路の幅員		
	各階平面図	防火設備の位置及び種別		
		歩行距離		
		渡り廊下の位置及び幅員		
		地下道の位置及び幅員		
	二面以上の断面図	渡り廊下の高さ		
	使用建築材料表	主要構造部の材料の種類及び厚さ		
	室内仕上げ表	令第128条の3に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種類及び厚さ		
	地下道の床面積求積図	地下道の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		
	非常用の照明設備の構造詳細図	照度		
		照明設備の構造		
		照明器具の材料の位置及び種類		
	非常用の排煙設備の構造詳細図	地下道の床面積		
		垂れ壁の材料の種類		
排煙設備の構造、材料の配置及び種別				
排煙口の手動開放装置の位置及び構造 排煙機の能力				
非常用の排水設備の構造詳細図	排水設備の構造及び材料の種類			
	排水設備の能力			
15 法第35条の2の規定が適用される建築物 (特殊建築物等の内装)	各階平面図	令第128条の3の2第1項に規定する窓のその他の開口部の開放できる部分の面積 令第129条第7項に規定するスプリンクラー設備等及び排煙設備の設置状況		
	室内仕上げ表	令第129条に規定する部分の仕上げの材料の種類及び厚さ		
16 法第35条の3の規定が適用される建築物 (無窓の居室等の主要構造部)	各階平面図	令第111条第1項に規定する窓その他の開口部の面積		
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種類及び寸法		

17	法第36条の規定が適用される建築物	令第2章第2節の規定が適用される建築物 (居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法)	二面以上の断面図	最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法 換気孔の位置 ねずみの進入を防ぐための設備の設置状況		
		令第2章第3節の規定が適用される建築物 (階段)	各階平面図	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の位置及び構造 令第27条に規定する階段の設置状況		
		令第109条の2の2本文の規定が適用される建築物 (主要構造部を準耐火構造とした建築物の層間変形角)	二面以上の断面図	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の構造		
			層間変形角計算書	層間変位の計算に用いる地震力 地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法 各階及び各方向の層間変形角の算出方法		
		令第109条の2の2ただし書の規定が適用される建築物	防火上有害な変形、き裂その他の損傷に関する図書	令第109条の2の2ただし書に規定する計算又は実験による検証内容		
		令第112条第1項から第13項までの規定が適用される建築物  (防火区画)	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置 スプリンクラー設備等消火設備の配置 防火設備の種別 防火区画の位置及び面積 令第112条第12項及び第13項に規定する区画に用いる壁の構造		
			二面以上の断面図	令第112条第10項に規定する外壁の位置及び構造 令第112条第12項及び第13項に規定する区画に用いる床の構造		
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法		
			各階平面図	防火設備の位置及び種別		
		令第112条第14項第1号の規定が適用される建築物 (特定防火設備、防火設備)	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法		
			各階平面図	防火設備の位置及び種別		
		令第112条第14項第2号の規定が適用される建築物 (遮煙性能あり)	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法		
			各階平面図	風道の配置 令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及 給水管、配電管その他の管と令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画とのすき間を埋める材料の種別		
				二面以上の断面図	令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及 給水管、配電管その他の管と令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画とのすき間を埋める材料の種別	
		耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法			
			令第114条の規定が適用される建築物  (建築物の界壁、間仕切壁、隔壁)	各階平面図	界壁又は防火上主要な間仕切壁の位置 界壁又は防火上主要な間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置 給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は界壁とのすき間を埋める材料の種 小屋組の構造	
				二面以上の断面図	界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁の位置 界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置 給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は界壁とのすき間を埋める材料の種	
		耐火構造等の構造詳細図		界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法		
		令第115条の規定が適用される建築物 (建築物に設ける煙突)	各階平面図	煙突の位置及び構造		
			二面以上の立面図	煙突の位置及び高さ		
二面以上の断面図	煙突の位置及び構造					



18	法第37条の規定が適用される建築物 (建築材料の品質)	使用建築材料表	建築物の基礎、主要構造部及び令第144条の3に規定する部分に使用する指定建築材料の種別 指定建築材料を使用する部分 使用する指定建築材料の品質が適合する日本工業規格又は日本農業規格及び当該規格に適合することを証する事項 日本工業規格又は日本農業規格に適合することを証明する事項 使用する指定材料が国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合は認定番号
19	法第43条の規定が適用される建築物 (敷地等と道路との関係)	付近見取図	敷地の位置
		配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
20	法第44条の規定が適用される建築物 (道路内の建築制限)	法第43条第1項ただし書の規定が適用される建築物	法第43条第1項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書
		付近見取図	敷地の位置
21	法第47条の規定が適用される建築物 (壁面線による建築制限)	二面以上の断面図	敷地境界線 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
		法第44条第1項第2号から第4号までの規定が適用される建築物 (公衆便所、派出所、公共用歩)	法第44条第1項第2号若しくは第4号の許可又は同項第3号の認定の内容に適合することの確認に必要な図書
22	法第48条の規定が適用される建築物 (用途地域)	付近見取図	敷地の位置
		配置図	用途地域の境界線
23	法第51条の規定が適用される建築物 (卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、ゴミ処理施設、産業廃棄物処理施設は都市計画で位置決定必要)	危険物の数量表	危険物の種類及び数量
		工場・事業調書	事業の種類
23	法第51条の規定が適用される建築物 (卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、ゴミ処理施設、産業廃棄物処理施設は都市計画で位置決定必要)	法第48条第1項から第12項までのただし書の規定が適用される建築物	法第48条第1項から第12項までのただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書
		付近見取図	敷地の位置
23	法第51条の規定が適用される建築物 (卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、ゴミ処理施設、産業廃棄物処理施設は都市計画で位置決定必要)	配置図	都市計画において定められた法第51条に規定する建築物の敷地の位置 用途地域の境界線 都市計画区域の境界線
		卸売市場等の用途に供する建築物調書	第51条に規定する建築物の用途及び規模
	法第51条ただし書の規定が適用される建築物	法第51条ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

24	法第52条の規定が適用される建築物 (容積率)	付近見取図	敷地の位置	
		配置図	指定された容積率の数値の異なる地域の境界線 法第52条第12項の壁面線等 令第135条の18に掲げる建築物の部分の位置、高さ及び構造	
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
		法第52条第8項の規定が適用される建築物 (住宅で空地を有する場合の容積率の緩和)	法第52条第8項第2号に規定する空地のうち道路に接して有効な部分(以下「道路に接して有効な部分」)の配置図	敷地境界線 法第52条第8項第2号に規定する空地の面積及び位置 道路に接して有効な部分の面積及び位置 敷地内における工作物の位置 敷地の接する道路の位置 令第135条の16第3項の表(イ)欄各項に掲げる地域の境界線
25	法第53条の規定が適用される建築物 (建ぺい率)	法第52条第9項の規定が適用される建築物 (15m以上の道路に接続する6~12m未満の前面道路がある場合の緩和)	法第52条第9項に規定する特定道路(以下単に「特定道路」という。)の配置図	敷地境界線 前面道路及び前面道路が接続する特定道路の位置及び幅員 当該特定道路から敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長
		法第52条第10項、第11項又は第14項の規定が適用される建築物	法第52条第10項、第11項又は第14項の許可の内容に適合することの確認に必要	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		付近見取図	敷地の位置	
26	法第53条の2の規定が適用される建築物 (都市計画で敷地面積の最低限度が定められたとき)	配置図	用途地域の境界線 防火地域の境界線	
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	
27	法第54条の規定が適用される建築物 (第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における外壁の後退距離) (都市計画で限度が定められたとき)	法第53条第4項、又は第5項第3号の規定が適用される建築物	法第53条第4項又は第5項第3号の許可の内容に適合することの確認に必要な図	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		付近見取図	敷地の位置	
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
28	法第55条の規定が適用される建築物 (第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度) 10m又は12m	配置図	用途地域の境界線 防火地域の境界線	
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	
		法第53条の2第1項第3号又は第4号の規定が適用される建築物 法第53条の2第3項の規定が適用される建築物	法第53条の2第1項第3号又は第4号の許可の内容に適合することの確認に必要 現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨
		付近見取図	敷地の位置	
29	法第55条の規定が適用される建築物 (第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度) 10m又は12m	配置図	用途地域の境界線	
		二面以上の断面図	用途地域の境界線 土地の高低	
		法第55条第2項又は第3項第1号若しくは第2号の規定が適用される建築物	法第55条第2項の認定又は同条第3項第1号若しくは第2号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

29 法第56条の規定が適用される建築物  (建築物の各部分の高さ)	付近見取図	敷地の位置 令131条の2第1項に規定する街区の位置 (土地区画整理事業を施行した地区)	
	配置図	地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ 地盤面の異なる区域の境界線 法第56条第1項第2号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離 令第130条の12に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積 法第56条第2項に規定する後退距離 用途地域の境界線 高層住居誘導地区の境界線 法第56条第1項第2号イの規定により特定行政庁が指定した区域の境界線 令第132条第1項若しくは第2項又は第134条第2項に規定する区域の境界線 前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置  北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置	
	二面以上の断面図	前面道路の路面の中心 地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ 令第135条の2第2項、令第135条の3第2項又は令第135条の4第2項の規定により特定行政庁が規則において定める前面道路の位置 法第56条第1項から第6項までに掲げる規定による建築物の各部分の高さの限度 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 前面道路の中心線 擁壁の位置 土地の高低 地盤面の異なる区域の境界線 令第130条の12に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積 法第56条第1項第2号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離 法第56条第2項に規定する後退距離 用途地域の境界線 高層住居誘導地区の境界線 法第56条第1項第2号イの規定により特定行政庁が指定した区域の境界線 令第132条第1項若しくは第2項又は第134条第2項に規定する区域の境界線 前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置  北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置	
法第56条第7項の規定が適用される建築物  (採光、通風等が確保されるものとして政令で定める基準に適合する建築物に対する緩和)	令第135条の6第1項第1号に規定する道路高さ制限適合建築物(以下「道路高さ制限適合建築物」という。)の配置図	縮尺 敷地境界線 敷地内における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の位置 擁壁の位置 土地の高低 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ  申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の前面道路の境界線からの後退距離  道路制限勾配が異なる地域等の境界線 令第132条又は第134条第2項に規定する区域の境界線 令第135条の9に規定する位置及び当該位置間の距離 申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物について令第135条の9に規定する位置ごとに算定した天空率(令第135条の5に規定する天空率をいう。以下同じ。)	

道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図	縮尺	
	前面道路の路面の中心の高さ	
	前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ	
	令第135条の2第2項の規定により特定行政庁が規則に定める高さ	
	擁壁の位置	
申請に係る建築物と道路高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置(以下「道路高さ制限近接点」という。)における水平投影位置確認表	土地の高低	
	令第135条の9に規定する位置から申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高	
	前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ	
	道路高さ制限近接点から申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角	
	水平投影面	
道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空図	天空率	
道路高さ制限近接点における天空率算定求積図	申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空率を算出するための算式	
令第135条の7第1項第1号に規定する隣地高さ制限適合建築物(以下「隣地高さ制限適合建築物」という。)の配置図	縮尺	
	敷地境界線	
	敷地内における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の位置	
	擁壁の位置	
	土地の高低	
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	
	地盤面からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ	
	法第56条第1項第2号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離	
	令第135条の7第1項第2号に規定する隣地高さ制限適合建築物の隣地境界線からの後退距離	
	隣地制限勾配が異なる地域等の境界線	
	高低差区分区域の境界線	
	令第135条の10に規定する位置及び当該位置間の距離	
	申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物について令第135条の10に規定する位置ごとに算定	
隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図	縮尺	
	地盤面	
	地盤面からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ	
	令第135条の3第2項の規定により特定行政庁が規則に定める高さ	
	擁壁の位置	
申請に係る建築物と隣地高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置(以下「隣地高さ制限近接点」という。)における水平投影位置確認表	土地の高低	
	高低差区分区域の境界線	
	令第135条の10に規定する位置からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高	
	申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ	
	隣地高さ制限近接点から申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角	
隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空図	水平投影面	
	天空率	

		隣地高さ制限近接点における天空率算定 求積図	申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空率を算出するための算式	
		令第135条の8第1項の規定により想定 する建築物(以下「北側高さ制限適合建 築物」という。)の配置図	縮尺 敷地境界線 敷地内における申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の位置 擁壁の位置 土地の高低 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 地盤面からの申請建に係る築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ 北側制限高さが異なる地域の境界線 高低差区分区域の境界線 令第135条の11に規定する位置及び当該位置の間の距離 申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物について令第135条の11に規定する位置ごとに算定	
		北側高さ制限適合建築物の二面以上の立 面図	縮尺 地盤面 地盤面からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ 令第135条の4第2項の規定により特定行政庁が規則に定める高さ 擁壁の位置 土地の高低 令第135条の11に規定する位置からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の	
		申請に係る建築物と北側高さ制限適合建 築物の天空率の差が最も近い算定位置 (以下「北側高さ制限近接点」という。)にお ける水平投影位置確認表	申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ 北側高さ制限近接点から申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分までの水平距 離、仰角及び方位角	
		北側高さ制限近接点における申請に係る 建築物及び北側高さ制限適合建築物の天 空図	水平投影面 天空率	
		北側高さ制限近接点における天空率算定	申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空率を算出するための算式	
	令第131条の2第2項又は第3項 の規定が適用される建築物	令第131条の2第2項又は第3項の認定 の内容に適合することの確認に必要な図 書	当該認定に係る申請に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	

30	法第56条の2の規定が適用される建築物 (日影による中高層の建築物の高さの制限)	付近見取図	敷地の位置			
		配置図	建築物の各部分の高さ 軒の高さ 地盤面の異なる区域の境界線 敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置並びに幅員			
		日影図	縮尺及び方位 敷地境界線 法第56条の2第1項の対象区域の境界線 法別表第四(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線 高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線 日影時間の異なる区域の境界線 敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員 敷地内における建築物の位置 平均地盤面からの建築物の各部分の高さ 法第56条の2第1項の水平面(以下「水平面」という。)上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線(以下「測定線」という。) 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に水平面に生じさせる日影の等時 土地の高低			
		日影形状算定表	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算出するための算式			
		二面以上の断面図	平均地盤面 地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ 隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面			
		平均地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算出するための算式			
		法第56条の2第1項ただし書の規定が適用される建築物	法第56条の2第1項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
		31	法第57条の規定が適用される建築物 (高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和)	付近見取図	敷地の位置	
				配置図	道路の位置	
				二面以上の断面図	道路の位置	
		法第57条第1項の規定が適用される建築物	法第57条第1項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
32	法第57条の2の規定が適用される建築物 (特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特)	付近見取図	敷地の位置			
33	法第57条の4の規定が適用される建築物 (特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度)	配置図	特例敷地の位置			
		付近見取図	敷地の位置			
		配置図	地盤面の異なる区域の境界線 特例容積率適用地区の境界線 建築物の各部分の高さ 土地の高低			
法第57条の4第1項ただし書の規定が適用される建築物	法第57条の4第1項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項				

34	法第57条の5の規定が適用される建築物 (高層住居誘導地区)	付近見取図	敷地の位置	
		配置図	高層住居誘導地区の境界線	
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
	法第57条の5第3項の規定が適用される建築物	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨	
35	法第58条の規定が適用される建築物 (高度地区)	付近見取図	敷地の位置	
		配置図	地盤面の異なる区域の境界線 高度地区の境界線	
		二面以上の断面図	高度地区の境界線 土地の高低	
36	法第59条の規定が適用される建築物 (高度利用地区)	付近見取図	敷地の位置	
		配置図	高度利用地区の境界線 高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位地の制限の位置 申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置	
		二面以上の断面図	高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位地の制限の位置 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置	
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
		法第59条第1項第3号又は第4項の規定が適用される建築物	法第59条第1項第3号又は第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
37	法第59条の2の規定が適用される建築物 (敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特)	法第59条の2第1項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
38	法第60条の規定が適用される建築物 (特定街区)	付近見取図	敷地の位置	
		配置図	地盤面の異なる区域の境界線 特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位地の制限の位置 申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置	
		二面以上の断面図	特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位地の制限の位置 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置 土地の高低	
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
39	法第60条の2の規定が適用される建築物 (都市再生特別地区)	付近見取図	敷地の位置	
		配置図	都市再生特別地区の境界性 都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位地の制限の位置 申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置	
		二面以上の断面図	都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位地の制限の位置 都市再生特別地区の境界性 土地の高低 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置	
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
		法第60条の2第1項第3号の規定が適用される建築物	法第60条の2第1項第3号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

40	法第61条の規定が適用される建築物 (防火地域内の建築物)	法第61条本文の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	
		法第61条ただし書の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法	
41	法第62条の規定が適用される建築物 (準防火地域の内の建築物)	法第62条第1項の規定が適用される建築物	配置図	令第136条の2第1号に規定する隣地境界線等及び道路中心線の位置	
			各階平面図	開口部及び防火設備の位置 令第136条の2第8号に規定する区画の位置	
			二面以上の断面図	換気孔の位置及び面積 窓の位置及び面積	
		二面以上の立面図	令第136条の2第2号に規定する開口部の面積		
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏、床及びその直下の天井、屋根及びその直下の天井の断面並びに防火設備の構造、材料の種別及び寸法		
		法第62条第2項の規定が適用される建築物 (木造建築物等)	配置図	延焼のおそれのある部分の門又は塀の位置	
42	法第63条の規定が適用される建築物 (防火・準防火地域内の屋根)	法第62条第2項の規定が適用される建築物 (木造建築物等)	二面以上の立面図	延焼のおそれのある部分の門又は塀の位置	
			耐火構造等の構造詳細図	外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法	
43	法第64条の規定が適用される建築物 (防火・準防火地域内の外壁の開口部の防火戸)	法第62条第2項の規定が適用される建築物 (木造建築物等)	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	
44	法第65条の規定が適用される建築物 (防火・準防火地域内の隣地境界線に接する外壁)	法第62条第2項の規定が適用される建築物 (木造建築物等)	各階平面図	開口部及び防火設備の位置 外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	
			耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法	
45	法第66条の規定が適用される建築物 (防火地域内の看板等の防火措置)	法第62条第2項の規定が適用される建築物 (木造建築物等)	配置図	隣地境界線の位置	
			耐火構造等の構造詳細図	外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法	
46	法第67条の規定が適用される建築物 (建築物が防火・準防火地域内外にわたる場合)	法第62条第2項の規定が適用される建築物 (木造建築物等)	配置図	看板等の位置	
			二面以上の立面図	看板等の高さ	
			耐火構造等の構造詳細図	看板等の材料の種別	
47	法第67条の2の規定が適用される建築物 (特定防災街区整備地区)	法第62条第2項の規定が適用される建築物 (木造建築物等)	配置図	防火地域又は準防火地域の境界線	
			各階平面図	防火壁の位置	
			耐火構造等の構造詳細図	防火壁の断面の構造、材料の種別及び寸法	
47	法第67条の2の規定が適用される建築物 (特定防災街区整備地区)	法第62条第2項の規定が適用される建築物 (木造建築物等)	付近見取図	敷地の位置	
			配置図	特定防災街区整備地区の境界性 特定防災街区整備地区に関する都市計画において定められた壁面の位地の制限の位置	
			敷地面積求積図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 敷地の接する防災都市計画施設の位置 申請に係る建築物の防災都市計画施設に面する部分及びその長さ 敷地の防災都市計画施設に接する部分及びその長さ	
			防災都市計画施設に面する方向の立面図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 縮尺	
			二面以上の断面図	建築物の防災都市計画施設に係る開口率の最低限度以内の部分の位置 建築物の高さの最低限度より低い高さの建築物の部分(建築物の防災都市計画施設に係る開口率の最低限度を超える部分を除く。)の構造 建築物の防災都市計画施設に面する部分及びその長さ 敷地の防災都市計画施設に接する部分及びその長さ 敷地に接する防災都市計画施設の位置	
			耐火構造等の構造詳細図	特定防災街区整備地区に関する都市計画において定められた壁面の位地の制限の位置 土地の高低	
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	



	法第67条の2第3項第2号、第5項第2号又は第9項第2号の規定が適用される建築物 法第67条の2第4項の規定が適用される建築物	法第67条の2第3項第2号、第5項第2号又は第9項第2号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書 現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨	
48	法第68条の規定が適用される建築物 (景観地区)	付近見取図 配置図 二面以上の断面図 敷地面積求積図	敷地の位置 地盤面の異なる区域の境界線 景観地区の境界線 景観地区に関する都市計画において定められた壁面の位地の制限の位置 申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 土地の高低 景観地区に関する都市計画において定められた壁面の位地の制限の位置 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
	法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号又は第5項の規定が適用される建築物 法第68条第4項の規定が適用される建築物	法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号の許可又は同項第5項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書 現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	当該許可又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨	
49	法第68条の3の規定が適用される建築物 (再開発等促進区内の制限の緩和等)	法第68条の3第1項から第3項までの認定又は同条第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
50	法第68条の4の規定が適用される建築物 (地区計画等の区域内の容積率の特例)	法第68条の4の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
51	法第68条の5の2の規定が適用される建築物 (地区計画等の区域内における制限の特例)	法第68条の5の2第2項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
52	法第68条の5の4の規定が適用される建築物 (地区計画等の区域内における制限の特例)	法第68条の5の4第1項又は第2項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
53	法第68条の5の5の規定が適用される建築物 (地区計画等の区域内における建ぺい率の特例)	法第68条の5の5の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
54	法第68条の7の規定が適用される建築物 (地区計画等内の予定道路の指定)	法第68条の7第5項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
55	法第84条の2の規定が適用される建築物 (簡易な構造の建築物に対する制限の緩和)	配置図 各階平面図 二面以上の立面図 二面以上の断面図 耐火構造等の構造詳細図	敷地境界線の位置 壁及び開口部の位置 延焼のおそれのある部分 常時開放されている開口部の位置 塀その他これに類するもの高さ及び材料の種別 柱、はり、外壁及び屋根の断面の構造及び材料の種別 令第136条の10第3号ハに規定する屋根の構造	
56	法第85条の規定が適用される建築物 (仮設建築物に対する制限の緩和)	法第85条第5項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	仮設建築物の許可の内容に関する事項	
57	法第85条の2の規定が適用される建築物 (景観重要建築物である建築物に対する制限の緩和)	景観法第19条第1項の規定により景観重要建築物としてしていることの確認に必要な図書	景観重要建築物としての指定の内容に関する事項	
58	法第85条の3の規定が適用される建築物 (伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和)	文化財保護法第143条第1項後段に規定する条例の内容に適合することの確認に必要な図書	当該条例に係る制限の緩和の内容に関する事項	
59	法第86条の規定が適用される建築物 (一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)	法第86条第1項若しくは第2項の認定又は同条法第3項若しくは第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	

60	法第86条の2の規定が適用される建築物 (一団地認定対象区域に認定建築物以外を建築する場合)	法第86条の2第1項の認定又は同条第2項若しくは第3項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
61	法第86条の4の規定が適用される建築物 (一団地内の建築物に対する外壁の開口部に対する制限の緩和)	法第86条第1項から第4項まで又は法第86条の2第1項から第3項の認定又は許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
62	法第86条の6の規定が適用される建築物 (総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の緩和)	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	
62	法第86条の6の規定が適用される建築物 (総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の緩和)	法第86条の6第2項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
63	法第86条の7の規定が適用される建築物 (既存の建築物に対する制限の緩和)	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項	
	令第137条の2の規定が適用される建築物	令第137条の2第1号イ若しくはロ又は第2号の規定の内容に適合することの確認に必要な図書	令第137条の2第1号イ若しくはロ又は第2号に規定する構造方法の内容に関する事項	
	令第137条の3の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分	
	令第137条の4の規定が適用される建築物	各階平面図	基準時以後の増築又は改築に係る部分	
	令第137条の4の3の規定が適用される建築物	各階平面図	基準時以後の増築又は改築に係る部分	
	令第137条の5の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分	
	令第137条の6の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	石綿が添加されている部分	
	令第137条の7の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置	
	令第137条の8の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分	
	令第137条の9の規定が適用される建築物	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
	令第137条の10の規定が適用される建築物	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
	令第137条の11の規定が適用される建築物	危険物の数量表	危険物の種類及び数量	
	令第137条の12の規定が適用される建築物	工場・事業調書	事業の種類	
	令第137条の13の規定が適用される建築物	各階平面図	増築前における自動車車庫等の用途に供しない部分	
	令第137条の14の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分	
	令第137条の15の規定が適用される建築物	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
	令第137条の16の規定が適用される建築物	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
	令第137条の17の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法	
	令第137条の18の規定が適用される建築物	各階平面図	基準時以後の増築又は改築に係る部分	
	令第137条の19の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法	
	令第137条の20の規定が適用される建築物	面積表	基準時以後の増築又は改築に係る部分	
	令第137条の21の規定が適用される建築物	各階平面図	石綿が添加されている部分	
	令第137条の22の規定が適用される建築物	各階平面図	防火設備の位置	
	令第137条の23の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	令第137条の14第1号に規定する構造方法	
	令第137条の24の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法	
64	法第86条の9第2項の規定が適用される建築物 (公共事業の施行等による敷地面積の減少についての第3条等の規定の準用)	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨	
65	消防法第9条の規定が適用される建築物 (火の使用に関する市町村条例への規定委任)	消防法第9条の市町村条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該市町村条例で定められた火災の予防のために必要な事項	
66	消防法第9条の2の規定が適用される建築物 (住宅用防災機器の設置)	各階平面図	住宅用防災機器の位置及び種類	
		消防法第9条の2第2項の市町村条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該市町村条例で定められた住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項	

67	消防法第15条の規定が適用される建築物 (映写室の構造設備)	各階平面図	特定防火設備の位置及び構造 消火設備の位置 映写機用排気筒及び室内換気筒の位置及び材料 格納庫の位置 映写室の寸法 映写室の出入口の幅 映写室である旨を表示した標識及び防火に関して必要な事項を掲示した掲示板の位置及び構造	
		二面以上の断面図	映写室の天井の高さ 映写室の出入口の高さ	
		構造詳細図	映写室の壁、柱、床及び天井の断面の構造、材料の種別及び寸法	
68	消防法第17条の規定が適用される建築物 (消防設備等の設置、維持)	消防法第17条第1項の規定に適合することの確認に必要な図書	当該規定に係る消防用設備等の技術上の基準に関する事項	
		消防法第17条第2項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	設備等の技術上の基準に関する事項	
		消防法第17条第3項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る消防用設備等に関する事項	
69	屋外広告物法第3条(広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。)の規定が適用される建築物	屋外広告物法第3条第1項から第3項までの条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る広告物の表示又は掲出物件の設置に関する事項	
70	屋外広告物法第4条(広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。)の規定が適用される建築物	屋外広告物法第4条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る広告物の表示又は掲出物件の設置に関する事項	
71	屋外広告物法第5条(広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。)の規定が適用される建築物	屋外広告物法第5条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る広告物の形状、面積、意匠その他表示の方法又は掲出物件の形状その他設置の方法に関する事項	
72	港湾法第40条第1項の規定が適用される建築物(臨港地区内の分区内の規制)	港湾法第40条第1項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物その他の構築物に関する事項	
73	駐車場法第20条の規定が適用される建築物(新築又は増築の場合の駐車施設の附置)	駐車場法第20条第1項又は第2項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項	
74	宅地造成等規制法第8条第1項の規定が適用される建築物(宅造許可)	宅地造成等規制法第8条第1項の規定に適合していることを証する書面	宅地造成等規制法第8条第1項の規定に適合していること	
75	宅地造成等規制法第12条第1項の規定が適用される建築物(宅造変更許可)	宅地造成等規制法第12条第1項の規定に適合していることを証する書面	宅地造成等規制法第12条第1項の規定に適合していること	
76	流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項の規定が適用される建築物(流通業務地区内の規制)	流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項の規定に適合していることを証する書面	流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項の規定に適合していること	
77	都市計画法第29条第1項又は第2項の規定が適用される建築物(開発行為の許可)	都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第29条第1項の規定に適合していること	
78	都市計画法第35条の2第1項の規定が適用される建築物(開発行為変更の許可)	都市計画法第35条の2第1項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第35条の2第1項の規定に適合していること	
79	都市計画法第41条第2項(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定が適用される建築物(開発許可に係る建ぺい率等の指定)	都市計画法第41条第2項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第41条第2項の規定に適合していること	
80	都市計画法第42条(同法第53条第2項及び附則第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定が適用される建築物(開発許可を受けた土地における建築等の制限)	都市計画法第42条の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第42条の規定に適合していること	
81	都市計画法第43条第1項の規定が適用される建築物(開発許可を受けた土地以外の土地における建築制限)	都市計画法第43条第1項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第43条第1項の規定に適合していること	

82	都市計画法第53条第1項の規定が適用される建築物 (都市計画施設等の区域内における建築の許可)	都市計画法第53条第1項の許可を受けたこと の確認に必要な図書	都市計画法第53条第1項の規定に適合していること	
83	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定が適用される建築物 (航空機騒音障害防止地区、特別地区内における建築の制限等)	構造詳細図	窓及び出入口の構造  排気口、給気口、排気筒及び給気筒の構造	
84	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第2項及び第3項(同条第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定が適用される建築物	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第2項ただし書の許可を受けたこと の確認に必要な図書	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第2項の規定に適合していること	
85	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第4項の規定が適用される建築物 (自転車等の駐車需要著しい条例で定める地域内)	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第4項の規定に適用することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項	
86	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条の規定が適用される建築物  (特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)	配置図  各階平面図	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(以下この項において「移動等円滑化促進法施行令」という。)第16条に規定する敷地内の通路の構造 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の構造 車いす使用者用駐車施設の位置及び寸法 客室の数 移動等円滑化経路及び視覚障害者移動等円滑化経路の位置 車いす使用者用客室及び案内所の位置 移動等円滑化促進法施行令第18条第2項第6号及び第19条に規定する標識の位置 移動等円滑化促進法施行令第20条第1項に規定する案内板その他の設備の位置 移動等円滑化促進法施行令第20条第2項に規定する設備の位置 移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造 移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーの構造 車いす使用者用客室の便所及び浴室等の構造 移動等円滑化促進法施行令第14条に規定する便所の位置及び構造 階段、踊り場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造	
87	都市緑地法第35条の規定が適用される建築物 (緑化地域内の緑化率)	都市緑地法第35条の規定に適合していることを証する書面	都市緑地法第35条の規定に適合していること	
88	都市緑地法第36条の規定が適用される建築物 (一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例)	都市緑地法第36条の規定に適合していることを証する書面	都市緑地法第36条の規定に適合していること	
89	都市緑地法第39条第1項の規定が適用される建築物 (地区計画等緑化率条例)	都市緑地法第39条第2項の条例の規定に適合していることの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の緑化率に関する事項	
90	令第108条の3第1項第1号の耐火性能検証法により法第2条第9号の2イ(2)に該当するものであることを確かめた主要構造部を有する建築物	各階平面図  耐火構造等の構造詳細図 使用建築材料表 耐火性能検証法により検証した際の計算書  防火区画検証法により検証した際の計算書 発熱量計算書	開口部の位置及び寸法 防火設備の種類 主要構造部の断面の構造、材料の種類及び寸法 令第108条の3第2項第1号に規定する部分の表面積並びに当該部分に使用する建築材料の種類 令第108条の3第2項第1号に規定する火災の継続時間及びその算出方法 令第108条の3第2項第2号に規定する屋内火災保有耐火時間及びその算出方法 令第108条の3第2項第3号に規定する屋外火災保有耐火時間及びその算出方法 令第108条の3第5項第2号に規定する保有遮炎時間 令第108条の3第2項第1号に規定する可燃物の発熱量及び可燃物の一秒間当たりの発熱量	

91	令第129条の2第1項の階避難安全検証法により階避難安全性能を有することを確かめた階を有する建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置	
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	
		室内仕上げ表	令第129条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ	
		階避難安全検証法により検証した際の平面図	防火区画の位置及び面積位置 居室の出入口の幅 各室の天井の高さ	
		階避難安全検証法により検証した際の計算書	各室の用途	
			在館者密度	
			各室の用途に応じた発熱量	
			令第129条の2第3項第1号に規定する居室避難時間及びその算出方法	
			令第129条の2第3項第2号に規定する居室煙降下時間及びその算出方法	
			令第129条の2第3項第4号に規定する階避難時間及びその算出方法	
92	令第129条の2の2第1項の全館避難安全検証法により全館避難安全性能を有することを確かめた建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置	
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	
		室内仕上げ表	令第129条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ	
		全館避難安全検証法により検証した際の平面図	防火区画の位置及び面積位置 居室の出入口の幅 各室の天井の高さ	
		全館避難安全検証法により検証した際の計算書	各室の用途	
			在館者密度	
			各室の用途に応じた発熱量	
			令第129条の2第3項第1号に規定する居室避難時間及びその算出方法	
			令第129条の2第3項第2号に規定する居室煙降下時間及びその算出方法	
			令第129条の2第3項第4号に規定する階避難時間及びその算出方法	
	令第129条の2第3項第5号に規定する階煙降下時間及びその算出方法			
	令第129条の2の2第3項第2号に規定する全館避難時間及びその算出方法			
	令第129条の2の2第3項第3号に規定する全館煙降下時間及びその算出方法			